

婦人少年局月報

Monthly Bulletin W. M. B., L. M.

主な目次

- 婦人の地位の再認識とその向上 婦人週間の目標
- 婦人週間の主な行事
- 第四回婦人週間に際して
- 婦人少年局長ジュネーダへの地位
- 太平洋諸地域における婦人の地位
- 米国社会保障による母性の保護

婦人の地位の再認識と

婦人週間の目標

昭和二十四年以來、毎年行われてきた婦人週間は、本年も来る四月十日から十六日まで実施されます。

婦人週間は、昭和二十一年四月十日に、日本婦人がはじめて参政権を行使したことを記念して、婦人の地位の實質的な向上をはかるための週間として、例年労働省の主唱のもとに、各関係

係機関の協力を得て、全国的に展開されるものです。本年は第四回となりまゝす。

●第四回婦人選間の目標

本年の婦人週間は「婦人の世
間の再認識とその向上」を目標
として行われます。

結戦後、憲法やそれにもとず
く法律によつて、日本婦人は法

律の上で諸外國の婦人にも劣らない高い地位を得ました。しかし、
舊和條約発効にともない、憲法
やそれにもとづく法律の再検討
が行われていますが、その中に
婦人參政權の問題や、家族制
度の復活など、が對蹠され、婦
人の地位を戦前にもどそうとす
る、古來的な動きがみられます。
また、過去六年間における進
出は、めざましいものがあるとは
いえ、大部分の婦人は、自分の
權利を十分知らず、實際の生活
の上にも、十分いかしていません。
状況にあります。

ここで、婦人の持つ法律上の地位をはつきり知ると同時に今後更に實際上の地位を高めて独立後の婦人の地位を不動のものとする必要と考えられ、この目標がとりあげられて、「よりよい社会をつくるため」「権利と義務をいかしませう」の標語のもとに、第四回婦人週の間が開催されることになりました。



家庭、職場、社会における男女
平等のあつかいが定められてい
ます。

これも法律の規定する婦人の
権利と、それを衆生所の中に、
具体的にいかしてゆく方法につ
いて、その主な点をあげてみま
す。

一、家庭関係において

あつた大變、親子關係、すなわち新らしい家族關係を目ざすものです。

家庭に於ける個人の權利を母
んとくにいかすためには、この
改正民法を十分理解し、同時に
次のような努力が必要とされま
しょう。

1. 結婚は本人同志の愛情と利
害を第一に考へらる。

1. 技術をみがいて、有價な職業人となる。
2. 職業にしつかり根を下し、職業人としての意識をもつ。
3. 正しい権利を主張する。

三、社会関係において

婦人は、政治・経済・教育・社会関係の面で、多くの権利を失つてゐます。

人選留

2. 夫婦は、互に尊敬しあい、
妻らぬ愛情と協力でよい家庭
の建設に努め、また子供の人
格も十分尊重する。
3. 生活のしかたを合理的にす
る。これは民主的な家庭をき
づく要すけとして。

經濟・男子と對等に財產の權利を
權・相続權、勤勞の權利と差
格、納税の義務がある。
教育・教育の機會は男女均等に
開けている。
社會福利・生活保護法、児童
福祉法、國民健康保險法、厚生

家庭における婦人の地位は、舊法第二四條にもとづいて改正された現行民法によつて、完全に男子と平等です。即ち「家の制度」が廢止されて、「自由主義」が實施されたことによつて、

二 勤く婦人は男子と共に、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、職業安定法その他多くの権利と保護があたえられています。とくに労働基準法は、男女同一賃金の原則を規定し、また母性保護の見地から、女子

男女ともに困窮しているものゝ、
 に対する保護や、妊娠産、
 子世帯、寡婦や遺家族の保護
 などが保障されている。
 これらの権利をいかにするために
 1. 正しい判断力をもち、参事
 権を立派につかつてよい政治家

家骨相續、親族會議などとはなり、それに代つて、結婚の自由、夫婦の平等が規定されて、成年者は誰の同意がなくとも結婚できるし、夫婦は平等に財産管理權や親權をもち、家族扶養

の時間外労働を制限し、休日労働、深夜業務の禁止、危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止、産前産後の休業、育児時間などを規定しています。また、失業保険の適用においても差別はな

2. 必要なときは、社会の施設や制度を充分利用する。
3. 世界の婦人と手をつないで婦人の地位をたかめるためつとめる。

[illegible]

婦人週間の主な行事

一、婦人週間中央大会

日時 四月十五日(水)
正午 後四時

場所 日比谷公会堂

内容

1. 無賞論文発表と発表
2. 討論「婦人の地位は高まったか」

講師、早稲田大学教授 戸川 行男

評議家 神近 市子

辯論士 久米 愛

3. 映画(鏡天竺色、各案映画)

二、婦人週間「婦人の生活展」

開催期日 四月十五日より四月二十日まで

会場 東京・新宿三越

内容 婦人の法律上の地位や現状をジオラマや絵画板などによって示し、又生活向上をはかるための、各方面からの出品物を多数展示する。

三、働く婦人のための一日講習会

婦人少年局では地方労政主管の協力を得て、来る四月十日より行われる婦人週間の適当な一日をとり、働く婦人のために講習会を開きます。目的は婦人労働者がその地位

の向上をはかるため、働く婦人に関係のある法制について認識をふかめることにあります。

四月の婦人週間が、めぐつてまいりました。しかも独立の年と云え、私たち女性がいたずらに権利にむき、義務を怠る時、婦人の地位の進歩を招く恐れがないとは保障出来ぬ情勢であります。

この婦人週間にあたり、私たちは先ず、一握の権利、同一労働に対する同一賃金等をはじめ、私たちの持つ権利を徹底的に知りましょう。そして、その権利を活用し、家庭を、職場を、そして私たちの住む市町村、国家を住みよいものと致しましょう。

第四回婦人週間に際して

なお、国際社会への進歩にあたり、法律の上では世界中の最も進んだ国にも劣らぬ日本女性であることを見出し、世界の平和と進歩の増進のため不断の努力を続けましょう。

昭和二十七年四月

労働省婦人少年局長 藤田 大

女子労働組合員は増えている

最近労働省では昭和二十六年組織率を推定して見ますと、男労働組合基本調査の結果を以て、女子は四四・五%、男子は三七・五%でした。それによると、我々女子の組織率は男子より二七・〇%高くなっています。

昭和二十六年六月末現在の労働組合数は二万七千余り、組合員数は、五六八万六千余りで、その中女子は、一三五万二千余りです。又、この女子組合員が組合員総数中に占める割合は二二・八%になっています。

次に、この組合員が労働者全体の中に占めている割合、即ち二二・八%、医療費増進費(四二%)、

講習会の内容については、講演として「働く婦人と労働法」あるいは「その他婦人に関係のある法制」研究討論として「働く婦人の権利は守られていくか」が行われることになっております。

興業奨励費(四二%)、金融保険費(三九%)、教育(三八%)などです。

太平洋諸地域における

婦人の地位

ヴェトナム(印度支那)

ヴェトナム婦人の法制上、社会上的地位は、過去六十年間にかなり向上しました。最近三十年の間に学校の数がふえ、今日では五万人の女生徒が就学しています。一九四五年の革命の結果制定された新憲法は男女の平等を保障し、婦人に参政権を与え、今では多くの婦人が公職についています。離婚原因は厳密に男女平等とされておき、一夫多妻はまだ禁じられてはいませんが、第一の妻の承認がなければ第二の結婚は有効とならないことになっています。相続財産は男女の子供に平等に分配されます。

カンボジア(印度支那)

カンボジアの婦人は教育の機会に恵まれない、中絶手術は厳禁の女性生徒は二百名に達しています。

二十六年度の調査を前年度の調査と比べると、組合員数は千五百、組合員数は八万七千人に達しています。然し女子組合員だけについて見ると約五万人に達しており、組合員総数中に占める女子組合員の割合も二二・八%から二三・八%と幾分上昇しています。

太平洋婦人会談

出席者の報告会

去る二月三、四、五の三日に於いて開催された第六回汎太平洋婦人会談に出席された代表者(日本女子大学教授)の三氏が(東南婦人会談)の三氏が報告されたので、婦人少年局では三月六日、婦人団体、労働代表者及び婦人有識者を招き、報告会を開きました。阿氏は上院代表の発言、ニユーラン氏は経済状況等につき発表しました。

藤田婦人少年局長

ジェネローグへ

婦人少年局長藤田大氏は、三月二十四日から四月四日まで、タイのバンコクで開かれた「大東洋経済社会理事會」主催の「婦人の地位に関する委員会」に代表者として出席するため、三月十九日、藤田大氏より出発されました。

勞 働 力 調 査 (1951年10月)

(單位:千人)

産業別		女子	男女計	男に占める割合	女子雇用者の割合	雇用の年間の比較	前との比較
就業者	總数	14,110	35,940	39.3		+ 640	
	自営業主	2,020	9,920	20.4		- 10	
	家族従業者	8,100	11,810	68.6		- 340	
	雇川林業者	3,980	14,210	28.0	100.0	+ 310	
	農漁業及び水産養殖	140	510	27.5	3.5	0	
	鉱山建設	10	160	6.3	0.3	+ 20	
	製造業	80	580	13.8	2.0	+ 20	
	建設業	140	1,000	14.0	3.5	+ 50	
	卸売、小売、金融、保険業	1,540	4,780	32.2	38.7	+ 30	
	運輸、通信その他の公益事業	800	2,260	35.4	20.1	+ 200	
失業者	不運給サ公	230	1,850	12.4	5.8	+ 40	
	その他	340	1,480	42.4	21.1	+ 30	
	公務	210	1,090	19.3	5.3	- 0	
	失業者	180	420	42.9		+ 80	

海外車情

フランスの家事使用人に適用される団体協約

一九五一年六月家事使用人に適用される団体協約がフラタニで締結されました。家事使用人は雇用主の家庭内で働くものではありますから、その生活は或程度その家庭に従属して居ります。このため雇用主と労働者の関係には、通常見られない特殊



米國社會保障による

母性の保護

米國では一九五〇年連邦社會保障法に修正を加えたが、之によつて總じて婦人の權利と利益は拡大された。新しい法律は、家族を扶養する婦人勤勞者の他に、妻・母親、未亡人に適用され、子供をもつた獨立していない婦人の經濟的要求を、今までの法律より一層はくみとめます。

従来は保險に加入している勤勞者が退職した場合、その妻は六十才になるまでは月々の保險金をうけることゝなせられていたが、現在では、保險金をうける資格のある未成年の子供を抱える場合にも、その婦人自身もまた年給に如何にかゝらず月々の手給をうけるといふことができることゝなっています。この手給は子供が十八才に達するまでつづけられます。

古い法律では離婚した後で夫が死亡した場合、その夫の子供

な問題があります。と英國條約は、このような基礎事実に立脚して幾多の重要な問題点に觸れております。以下この協約の特に重要な点を簡単に紹介します。

一、この協約で「家事使用人」とは、雇用されて常時家事労働に従事するすべての賃金所得者をいいます。

二、労働契約、全日制雇用の場合は、雇用主と労働者の労働契約は、すべて文書により労働条件を明示しなければなりません。又契約解除の條件（解雇告知及び解雇手当）及び雇用主が契約解除をしてはならない解雇理由が定められています。

三、労働時間、週休、年次休暇、一日の労働時間について次のような制限があります。

日の休憩時間は十二時間、この最普通連続労働時間が夜間の休憩のために与えられます。更にこの十二時間に加えて、食事時間三時間が与えられます。

労働時間は午前七時から午後九時まで制限されて居ます。

週休は毎週連続二十四時間が与えられ、これは報酬として日曜日に定められております。

年次休暇については、普通の労働者に適用される規則が準用されます。

四、賃金 この協約には、家事使用人の職務分類表が定められ、その分類に応じて賃金が定められて居ります。又解雇の際

を引取つてゐる母親は、自分の権利としては、月々の保険金の支給をうける資格をもつてゐた。現存ではその婦人が保険の支給と云ふよりも資格のある子供へ嫁出、果敢に出掛からず、を引とつておし、再婚してゐない場合は、自分も月々の手当をうけることが可能だ。但しこれは前夫の死亡當時、協議又は法廷の命令によつて、被保険者である前夫から、その生活費の二分の一以上を授けていた場合に限り、その規定にのみみられるように、改正の法律は、離婚した婦人であつても生活費の大半を別れた夫から得ていた場合は、結婚している妻の場合と同様、遺族手当を必要とすることをもとめてゐます。

第二次世界大戦の従軍者に對しては、貸金クレジットと云ふものも貸金クレジットと云ふものに著し利益をもたせました。それは自らが従軍した婦人に對して身えられるばかりでなく、軍人の未亡人や、息子や夫の死んだ母親に對して身えられるので、未成年の子供をもつ家族は、母親軍人の供仕によつて補償金又は年金をうける場合でも、別に供養金としての支給をうけることができることとなりました。則ち夫又は父の子が死亡前に社会保障の適用を受ける職務外の仕事で得ていた賃金の額に第二次大戦従軍によつて一定のクレジットの額が加へられ、それに對して保険金の支払いが行われるのです。

支払ふべき旅費、地租に對する賃金、年少者及び身体障害者の賃金、勤勞手當の事等も是れで居ります。又家事使用人の賃金、期償及び現物給与等によつて其の其地を定めて居ります。

五、性保護 前所産後休暇に關する労働法の規定が準用され、家事使用人も一般の雇川労働者と同様に保護されます。

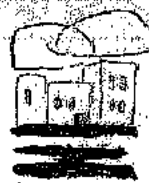
六、年少労働者 十八才未満の年少労働者は労働條件その他について特に保護されます。例へば労働時間は一日八時間、一週四十八時間に制限され、年少者を就業させてはならぬ仕事や、午後九時以降の労働にも制限があります。

七、協約の保護及び紛争の処理の適當なる所、公正に理の適當及び各業者間の紛争の處理のため特別の機關が設置され、問題が起つた場合の解決に當ることに依ります。

労組の婦人が二人
渡英しました。

三月初旬安の二氏は英國政府から求められて、英國の労働事情視察のために一カ月間の予定で渡英しました。

全權副野村特命委員
大日本郵船川江三郎
船長
山下敏子氏
全船通關八郡長
大野はる氏



美容従業員が経営者と労働条件に関して契約を締結

佐賀縣國史

東十一時聞

休憩時間 就業時間中に空
間をもつて夏季三時間、冬季
二時間を与える。

年少者（満十八才未満のもの）については第一項二項の規定にかゝらず実働八時間

休日 毎週水曜日。但し休
息日を以つて休日に振替える

休暇 一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した者

した六労働日の有給休暇を与
える。二年以上継続勤務した

毎に對しては一年を起えるが、
統勤務年數一年について、前
述の休暇に一労働日を加算し、

日数は二十日を以つて限度とする。

初任賃金 一日について十円を下らないものとする。
賃金は毎月一回その月分を

住込者の食事、衣服等の利
益換算額を含むものとす。

最低初任給は食費等の利益
採算額を含むものとする。
作業の都合により必要ある

一回發行

ようとするときは三十日前に
予告するか又は三十日分の平
均賃金を支払ふものとする。

但し労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合はこの限りでない。

十五、業務上魚傷し又は疾病にかゝり、療養のため休業する期間及びその後三十日間並に

産前産後の女子が労働基準法で定めた休業期間及びその移

三十三日間に前項の処分をした
わらず解雇しない。

うとするときは、使用済の退職金を申出でその承認を受けるものとする。但し退職の申出後

十四日を経過したときはこの限りでない。

婦人と政治 (その三)

—公職にある婦人—

1960	0.0
1961	0.0
1962	0.0
1963	0.0
1964	0.0
1965	0.0
1966	0.0
1967	0.0
1968	0.0
1969	0.0
1970	0.0
1971	0.0
1972	0.0
1973	0.0
1974	0.0
1975	0.0
1976	0.0
1977	0.0
1978	0.0
1979	0.0
1980	0.0
1981	0.0
1982	0.0
1983	0.0
1984	0.0
1985	0.0
1986	0.0
1987	0.0
1988	0.0
1989	0.0
1990	0.0
1991	0.0
1992	0.0
1993	0.0
1994	0.0
1995	0.0
1996	0.0
1997	0.0
1998	0.0
1999	0.0
2000	0.0
2001	0.0
2002	0.0
2003	0.0
2004	0.0
2005	0.0
2006	0.0
2007	0.0
2008	0.0
2009	0.0
2010	0.0
2011	0.0
2012	0.0
2013	0.0
2014	0.0
2015	0.0
2016	0.0
2017	0.0
2018	0.0
2019	0.0
2020	0.0
2021	0.0
2022	0.0
2023	0.0
2024	0.0
2025	0.0
2026	0.0
2027	0.0
2028	0.0
2029	0.0
2030	0.0
2031	0.0
2032	0.0
2033	0.0
2034	0.0
2035	0.0
2036	0.0
2037	0.0
2038	0.0
2039	0.0
2040	0.0
2041	0.0
2042	0.0
2043	0.0
2044	0.0
2045	0.0
2046	0.0
2047	0.0
2048	0.0
2049	0.0
2050	0.0
2051	0.0
2052	0.0
2053	0.0
2054	0.0
2055	0.0
2056	0.0
2057	0.0
2058	0.0
2059	0.0
2060	0.0
2061	0.0
2062	0.0
2063	0.0
2064	0.0
2065	0.0
2066	0.0
2067	0.0
2068	0.0
2069	0.0
2070	0.0
2071	0.0
2072	0.0
2073	0.0
2074	0.0
2075	0.0
2076	0.0
2077	0.0
2078	0.0
2079	0.0
2080	0.0
2081	0.0
2082	0.0
2083	0.0
2084	0.0
2085	0.0
2086	0.0
2087	0.0
2088	0.0
2089	0.0
2090	0.0
2091	0.0
2092	0.0
2093	0.0
2094	0.0
2095	0.0
2096	0.0
2097	0.0
2098	0.0
2099	0.0
2100	0.0
2101	0.0
2102	0.0
2103	0.0
2104	0.0
2105	0.0
2106	0.0
2107	0.0
2108	0.0
2109	0.0
2110	0.0
2111	0.0
2112	0.0
2113	0.0
2114	0.0
2115	0.0
2116	0.0
211	

、	3.
	3.
	5.
	1.
	1.
	2.

[illegible]

女

24
12
12

961

34
15

	総数	男	女	総数に対する女子の百分比
国会議員	687	663	24	3.4%
参議院議員	440	428	12	3.0
衆議院議員	247	235	12	5.0
地方公共団体の長	172,895	171,934	961	1.0
知事	2,616	2,582	34	1.3
都道府県議会議員	8,884	8,732	152	2.0
市区町村議会議員	161,395	160,620	775	0
地方公共団体の長	6,865	6,861	4	0
都道府県知事	46	46	0	0
市区町村長	290	290	0	0
	6,525	6,525	4	0
教育委員会の委員	324	287	37	11.4
県産業委員会の委員	590	589	1	0
公安委員会の委員	4,689	4,672	17	0
人権擁護委員	796	708	88	11.0
家庭裁判所の調停委員	18,566	16,071	2,495	13.0
家庭裁判所の参与員	6,358	5,484	874	14.0
選挙管理委員会の委員	285	269	16	6.0
民生委員児童委員	122,906	97,957	24,949	20.0
労働基準審議会の委員	618	595	23	4.0